

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【公開番号】特開2017-221537(P2017-221537A)

【公開日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-049

【出願番号】特願2016-120333(P2016-120333)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月9日(2019.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

第1画像を表示可能な第1表示手段と、

待機位置と前記第1表示手段の前方である進出位置との間を移動可能であり、第2画像を表示可能な第2表示手段と、を備え、

前記第2表示手段が前記待機位置または前記進出位置のいずれに位置している場合であっても、前記第2表示手段の少なくとも一部に、遊技者側に向く反射部が形成されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(1) 上記目的を達成するため、本願に係る遊技機は、

遊技を行うことが可能な遊技機(例えば、パチンコ遊技機1)であって、

第1画像を表示可能な第1表示手段(例えば、メイン画像表示装置5)と、

待機位置(例えば、図3に示す第1位置)と前記第1表示手段の前方である進出位置(例えば、図5に示す第2位置)との間を移動可能(例えば、表示パネル200及び表示パネル300は、図3に示す第1位置から図5に示す第2位置へ移動可能)であり、第2画像を表示可能な第2表示手段(例えば、第1サブ画像表示装置200の表示パネル210、及び第2サブ画像表示手段300の表示パネル310)と、を備え、

前記第2表示手段が前記待機位置または前記進出位置のいずれに位置している場合であっても、前記第2表示手段の少なくとも一部に、遊技者側に向く反射部が形成されている(例えば、図3に示すように、表示パネル210の縁部には、反射曲面部231が形成されている)ことを特徴とする。